


# 監事監査報告書

平成 25 年 5 月 17 日

社会福祉法人  
福岡県母子寡婦福祉連合会  
理事長 藤田君子 殿

監事 引ノノノ 勉 

監事 石川和子 

私たち監事は社会福祉法第 40 条の規定に従って、社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度に関して、理事の業務執行状況及び同法人の財産の状況を監査しました。

監査の結果、関連する法令及び通知に従い、事業報告書は、社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会の事業の執行状況を正しく示し、適正に行われていると認めます。

また、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示し、適正に行われていると認めます。

また、理事の職務遂行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。